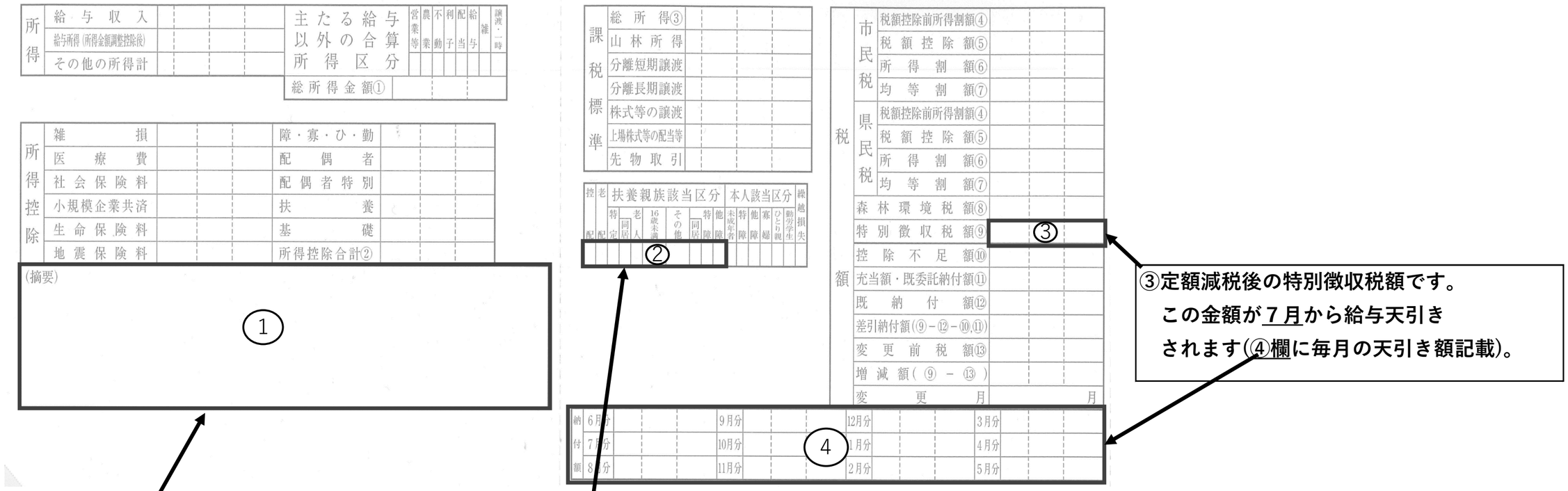
定額減税の対象となる方の税額決定通知書（特別徴収（給与天引）で納付する場合）



①定額減税額が記載されます。

例）定額減税額　市　6,000円　県　4,000円

減税しきれない場合は、定額減税控除外額として記載され、別途給付金（調整給付）が支給されますので、後日改めてご案内します。

②定額減税額は、
本人、配偶者を含む扶養親族1人につき1万円です。
・定額減税額＝「１＋（②欄の人数）」×１万円

③定額減税後の特別徴収税額です。
この金額が７月から給与天引きされます(④欄に毎月の天引き額記載)。

※定額減税の対象とならない方は例年通りの記載となります。